

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の基本理念として「光を科学し、社会に貢献する」を、社是として「お客様に愛と感謝」を、行動指針として「すべてはお客様のために」を掲げて事業活動を推進しております。適切に事業活動を推進するためには、健全で透明性が高く、公正な経営システムの確立が重要な経営課題の一つであると捉えており、コーポレート・ガバナンス体制の更なる強化に取り組んでおります。

具体的には、経営の執行と監督を分離し、経営の監督機能を強化することで、業務執行における機動的な意思決定の実現と透明性、健全性を高めるコーポレート・ガバナンス体制を構築してまいります。

また、株主をはじめとする全てのステークホルダーとの良好な関係構築を図り、ディスクロージャー・ポリシーに基づく会社情報の適時、適切な開示により透明性を確保するとともに、積極的な対話を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの「基本原則」を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
オブテックス株式会社	3,441,651	63.52
日本マスタートラスト信託銀行(株)(三菱化学(株)退職給付信託口)	220,600	4.07
シーシーエス従業員持株会	57,800	1.07
栢原 伸也	52,100	0.96
黒岩 和之	37,300	0.69
安井 由美子	36,000	0.66
上田 隆彦	30,400	0.56
各務 嘉郎	27,300	0.50
中野 博雄	26,600	0.49
漢見 忠	23,300	0.43

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無更新

オブテックスグループ株式会社(上場:東京)(コード) 6914

補足説明更新

筆頭株主であるオブテックス株式会社は当社の親会社であり、2017年1月1日付で、商号をオブテックスグループ株式会社に変更しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 JASDAQ

決算期 12月

業種 電気機器

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

親会社を含む関連当事者との取引については、第三者との取引と比較するなど、少数株主保護の観点から問題がないことを確認する方針としております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社は、オブテックスグループ株式会社を親会社とするオブテックスグループに属しております。当社では、同社の取締役を兼職する取締役3名(監査等委員以外の取締役2名、監査等委員である取締役1名)が就任しておりますが、経営判断、業務執行については、当社の機関で決定しており、経営の独立性は十分に確保されているものと判断しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
酒見康史	弁護士											
八幡知行	公認会計士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
酒見康史	○	○	2004年6月より株式会社松風の社外監査役を務めており、2009年10月より当社取締役を兼務しております。東京証券取引所が規定する独立役員に指定しております。	長年に亘る弁護士としての豊富な実務経験と幅広い見識、高度な法律知識を元に、当社の経営に対する適切な監督を行なっていたとともに、他の企業においてその経営に対する適切な監督を現に行っているため選任しております。 また、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したため、独立役員に指定しており、独立性は確保されていると考えております。

八幡知行	○	○	2016年8月より当社取締役を兼務しております。東京証券取引所が規定する独立役員に指定しております。	長年に亘る公認会計士としての豊富な実務経験と幅広い見識を元に、当社の経営に対する適切な監督を行なっていただくとともに、他の企業においてその経営に対する適切な監督を現に行っているため選任しております。 また、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したため、独立役員に指定しており、独立性は確保されていると考えております。
------	---	---	--	--

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新					
	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	1	2	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				
当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項					

1. 当社は、監査等委員会事務局を設け、監査等委員会の職務を補助する使用人を事務局に配置しております。
2. 監査等委員会の職務を補助する使用人に関する人事異動、人事評価、処罰等については監査等委員会の承認を得るものとします。
3. 監査等委員会から監査業務に関する指示を受けた使用人は、その指示に関して取締役(監査等委員である取締役を除く)の指揮命令を受けないものとします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況
監査等委員会は、会計監査人と必要な情報交換を行ってまいります。また、監査等委員会が監査職務を遂行するにあたり、内部監査部門から監査等の結果の報告を受けるとともに、必要に応じ内部監査部門に対して調査を求める等、内部監査部門との緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施するための体制を確保しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2名
-------------------------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	その他
---	-----

該当項目に関する補足説明
業務執行取締役は、報酬の一部を、役員持株会への拠出を通じた自社株式の取得に充てております。
ストックオプションの付与対象者
該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 **更新**

2016年12月期に係る報酬額は以下のとおりです。

取締役(監査等委員を除く) 2名 19,637千円

取締役(監査等委員) 3名 3,500千円(うち社外取締役 3名 3,500千円)

社外取締役 3名 900千円

・上記には、当事業年度中に退任した取締役を含めております。

・当事業年度において、社外取締役が、当社を除く親会社の子会社から役員として受けた報酬等の総額は5,275千円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【基本方針】

取締役の報酬は、株主をはじめ第三者に対する説明責任を果たし得る公正かつ合理性の高い報酬内容を決定することを基本方針としております。

【取締役の報酬】

取締役(監査等委員である取締役を除く)への報酬は、基本報酬の「取締役報酬」をベースに、業務執行の権限および責任の範囲に応じて「役付報酬」および「代表者報酬」を加算するものとし、個別の報酬額は、株主総会で承認可決された報酬総額の範囲内で、取締役会の決議により決定しております。

監査等委員である取締役の報酬は、「取締役報酬」のみとなっており、個別の報酬額は、監査等委員の協議(委員全員の同意があるときは監査等委員会の決議)により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

当社は取締役会事務局及び監査等委員会事務局を設置し、社外取締役をサポートしております。取締役会及び監査等委員会開催時には、事前に付議案件の資料を配布し、随時情報提供や補足説明を行う体制にしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社の取締役会は、取締役7名(内2名を社外取締役)で構成され、社外取締役が方針などの妥当性について、各専門性から意見を述べるとともに、経営的な見地から経済的合理性・妥当性についての確認をとることにより、取締役会の審議を深めております。

取締役会は月1回の定時取締役会を、また、重要案件が生じた場合には臨時取締役会を開催し、十分な議論のもとに意思決定を行っております。

常務会は代表取締役社長および役付執行役員で構成され、代表取締役社長による業務執行の協議機関として原則週1回開催し、当社およびグループ会社の経営に関する重要な事項を審議しております。

また、業務執行のより一層の強化と少人数の業務執行取締役による機動的な意思決定を図るため、執行役員制度を導入しております。

< 各機関の主要な役割 >

・取締役会

当社およびグループ会社の業務に関する重要な事項の決定並びに取締役の職務執行の監視を行っております。

・監査等委員会(原則月1回開催)

取締役の職務執行の監査・監督及び報告を行い、会計監査人の選任および解任議案を決定しております。

構成する委員は3名(うち社外取締役2名)です。

・会計監査人

有限責任監査法人トーマツが、会社法監査および金融商品取引法監査を行っております。

業務を執行した公認会計士の継続監査年数については、全員7年を超えておりません。

また、社外からの管理機能を高めるため、顧問契約のある弁護士と情報を密にし、リーガルチェックとアドバイスを受けるとともに、会計監査人へ経営情報を報告し、適時適切に監査が行なえるよう努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、2016年8月3日に監査等委員会設置会社に移行いたしました。これまで指名委員会等設置会社として健全なコーポレート・ガバナンスを実践してきた経験を活かし、グループ内の連携を強化し、経営効率を高めると同時に、以下の理由から、これまで同様に健全なコーポレート・ガバナンス体制を維持向上できる体制であると考えております。

1. 経営監督機能の強化

経営の執行と監督の分離を行い、取締役会及び監査等委員会における審議、報告を通じて、取締役の職務執行の監督を行うため。

2. 経営の透明性の向上

社外取締役を過半数とする監査等委員会を設置し、会社法に規定される委員会の実効性を確保し、その機能を通じ、経営の透明性を一層高めるため。

3. 経営の機動性の向上

経営の執行と監督の分離のもと、業務執行の決定、実行を取締役に委ね、適法適正な範囲において、業務執行の迅速性を高めるため。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、法定期日より早い招集通知の発送に取り組んでおり、第24回定時株主総会の開催日は2017年3月24日で、招集通知の発送は3月8日(総会日の15日前)に行いました。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は12月末日決算であり、3月下旬に株主総会を開催しますので、いわゆる集中日そのものはありません。
その他	招集通知は当社ホームページに掲載しており、早期掲載に取り組んでおります。第24回定時株主総会においては、3月3日(招集通知発送日の5日前)に掲載しました。 また、定時株主総会後に会社説明会と株主懇親会を実施し、株主との交流を心がけております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを定め、当社ホームページに公開しております。 http://www.ccs-inc.co.jp/s3_ir/s_12.html	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算、本決算の開示と時期を合わせ、定期的に行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ(http://www.ccs-inc.co.jp/s3_ir/index.html)において、決算短信、適時開示資料、株主通信、会社説明会資料等を掲載しております。 有価証券報告書・四半期報告書については、EDINETにて開示するとともに、当社ホームページ(http://www.ccs-inc.co.jp/s3_ir/index.html)に掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	財務・企画課がIR担当部署であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001認証後の維持改善活動や、環境負荷の少ない製品の提供を行ってまいります。 活動状況については、当社ホームページ(http://www.ccs-inc.co.jp/s1_corp/s_05.html)に掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーの皆様に適時・正確かつ公平な情報を提供するため、ディスクロージャーポリシーを策定し、ホームページ(http://www.ccs-inc.co.jp/s3_ir/s_12.html)に掲載しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システムを適切に構築し、運用することにより、業務執行の公正性及び効率性を確保することが重要な経営課題であるとの認識から、当社の業務の適正を確保するために以下のとおり取締役会で決定し、実践しております。

(当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制)

(1) 当社取締役会は、法令及び定款等の遵守のための体制を含む内部統制システムに関する基本方針を決定し、その実施状況を監督するとともに、適宜、基本方針の見直しを行う。

(2) 当社監査等委員会は、内部統制システムの整備と実施状況を含め、業務執行状況の調査を行い、独立した立場から取締役の職務執行の監査を行う。

(3) 当社は、コンプライアンスに係る基本方針及びコンプライアンス推進のための基本事項を「コンプライアンス規程」に定め、継続的な教育の実施等によりこれを遵守する。また、法令違反等コンプライアンスに関する重要な事実の社内報告体制の一環として内部通報制度を構築し、リスクの早期発見と的確に対応できる体制を整備する。

(4) 当社は、代表取締役社長直轄の内部監査部署を設置し、内部監査規程及び年次の内部監査計画に基づき、各部門について内部統制システムの有効性を含めた内部監査を実施し、監査結果は、定期的に代表取締役社長に報告するとともに、監査等委員会に対しても内部監査の状況を報告する。

(5) 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、関係機関との連携を含め組織全体で毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。

(当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制)

当社は、取締役の意思決定及び職務執行に係る情報(株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか経営幹部会をはじめ各種主要会議の議事録及び会議資料)について、「文書管理規程」等の社内規程に基づき適切にこの情報の保存及び管理を行う。

(当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制)

(1) 当社は、「リスク管理規程」を定め、リスクマネジメントを推進する体制として代表取締役社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、全社で一体化したリスク管理を行う。

(2) 当社子会社においても、その規模、特性を踏まえて当社の社内規程その他に準じて規程等を整備し、損失の危険等の管理に係る体制を整備する。

(3) 事業運営に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合の対応やその予防について必要な措置を講じる。

(当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

(1) 当社は、取締役の職務執行を効率的に行うために、取締役会は月1回の定時開催に加え、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、迅速かつ適正な決定を行う。また、その決定に基づく職務執行に当たっては、業務執行取締役と執行役員が役割分担等を行い、効率的な業務執行を行うものとする。

(2) 当社は、経営の機動性を高めるため、業務執行取締役と執行役員で構成する「経営幹部会」を原則毎週1回開催し、業務執行上の当社グループ会社における重要課題について報告・検討を行う。

(3) 上記事項の実施を通じて、子会社における取締役等の業務が効率的に実行されることを確保する。

(当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制)

(1) 当社は、必要に応じて親会社であるオプテックス株式会社と企業倫理の確立、法令、定款および社内規程の遵守体制、その他の業務の適正を確保するための体制の整備等について連携し、実施する。

(2) 当社は、「関係会社管理規程」等に基づき、各グループ子会社代表の業務執行状況を監視・監督するとともに、適正な業務運営のための管理体制及びコンプライアンス、リスク管理の体制整備を支援する。子会社の経営活動上の重要な意思決定事項については、当社取締役会に報告し承認を得て行う。

(3) 各子会社代表は、定期的に子会社の運営状況について当社に報告するとともに、グループ間の情報共有・意思疎通及びグループ経営方針の統一化を図り、グループ間取引に際し不適切な取引の発生防止に努める。

(4) 当社の内部監査部署は、当社及びグループ会社の内部監査を定期的実施し、指摘事項に対する改善策の進捗状況を確認するとともに、その結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。

(監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項)

(1) 監査等委員会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、監査等委員会を補助すべき使用人を置くものとする。

(2) 使用人の任命、異動、評価等については監査等委員会の承認を得るものとし、監査等委員会から監査業務に関する指示を受けた使用人は、その指示に関して当社取締役(監査等委員である取締役を除く)の指揮命令を受けないものとし、その独立性と指示の実効性を確保する。

(当社グループの取締役及び使用人等並びに当社子会社の監査役が、当社監査等委員会に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱を受けないことを確保するための体制)

(1) 当社グループの取締役及び使用人は、当社及び当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項につき、その内容、業務執行の

状況及び結果について遅滞なく監査等委員会に報告する。また、これに係わらず、監査等委員会はいつでも必要に応じて、当社グループの取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。

(2) 当社グループは、内部通報制度を整備するとともに、通報をしたことによる不利益な扱いを受けないことを「内部通報窓口(ホットライン)制度運用細則」に明記し、当社グループ企業全てに周知徹底する。

(その他当社監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制)

(1) 当社監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、経営方針、会社の対処すべき課題、会社を取り巻くリスクの他、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要問題等について意見を交換する。

(2) 当社監査等委員会は、当社内部監査部署および会計監査人との情報交換を含め連携を密にし、また、グループ各社の監査役等と意見交換を行う。

(3) 当社監査等委員会は、監査計画を実行するための予算を確保する。当社監査等委員がその職務執行につき費用請求をしたときは、速やかにその費用を支出する。

(財務報告の信頼性を確保するための体制)

当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく、有効かつ適切な内部統制システムを構築する。また、その整備・運用状況について継続的に評価し、必要な是正措置を行い、実効性のある体制の構築を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、広く社会の信頼を得て事業活動を継続するため、「反社会的勢力による被害を防止するための基本原則」に則った対策を講じています。

1. 基本的な考え方

(1) 当社は、反社会的勢力とは一切の商取引を行わず、また一切の関係を遮断しています。

(2) 当社は、反社会的勢力による不当要求に対しては、警察・弁護士等の外部専門機関と連携するなかで、組織として、毅然たる対応に徹するとともに断固これを拒絶します。

2. 整備状況

(1) 反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応は、組織全体として速やかに対処できる体制を整備しています。

(2) 警察及び弁護士との連携ほか、企業防衛対策協議会のメンバーとして、平素から情報収集に努め、暴力団排除活動に参加しています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1. 適時開示に係る基本方針

当社は、「ディスクロージャーポリシー」において情報開示の基本方針を次のように定めております。

当社は、株主・投資家の皆様に適時・正確かつ公平な情報を提供するため、会社法、金融商品取引法等、各種法令を遵守し、株式会社東京証券取引所の定める適時開示に関する規則に準拠した情報ならびにその他の重要な情報を迅速に公開するほか、当社を理解していただくために有効な情報につきましても、積極的に開示してまいります。

2. 適時開示に係る社内体制

(1) 決算に関する適時開示

決算短信等、決算に係る会社情報(連結および当社個別)に関しましては、経営企画部門担当執行役員の指示の下、財務・企画課が原案を作成し、取締役会に諮ります。

取締役会の承認決議後、経営企画部門担当執行役員は、財務・企画課に開示に関する指示を行い、同課が開示に関する作業を行います。

(2) その他開示事項の適時開示

各部門において決定または発生した事実は、経営幹部会を通じて、もしくは各部門責任者より直接、経営企画部門担当執行役員に集約され、取締役会に諮ります。

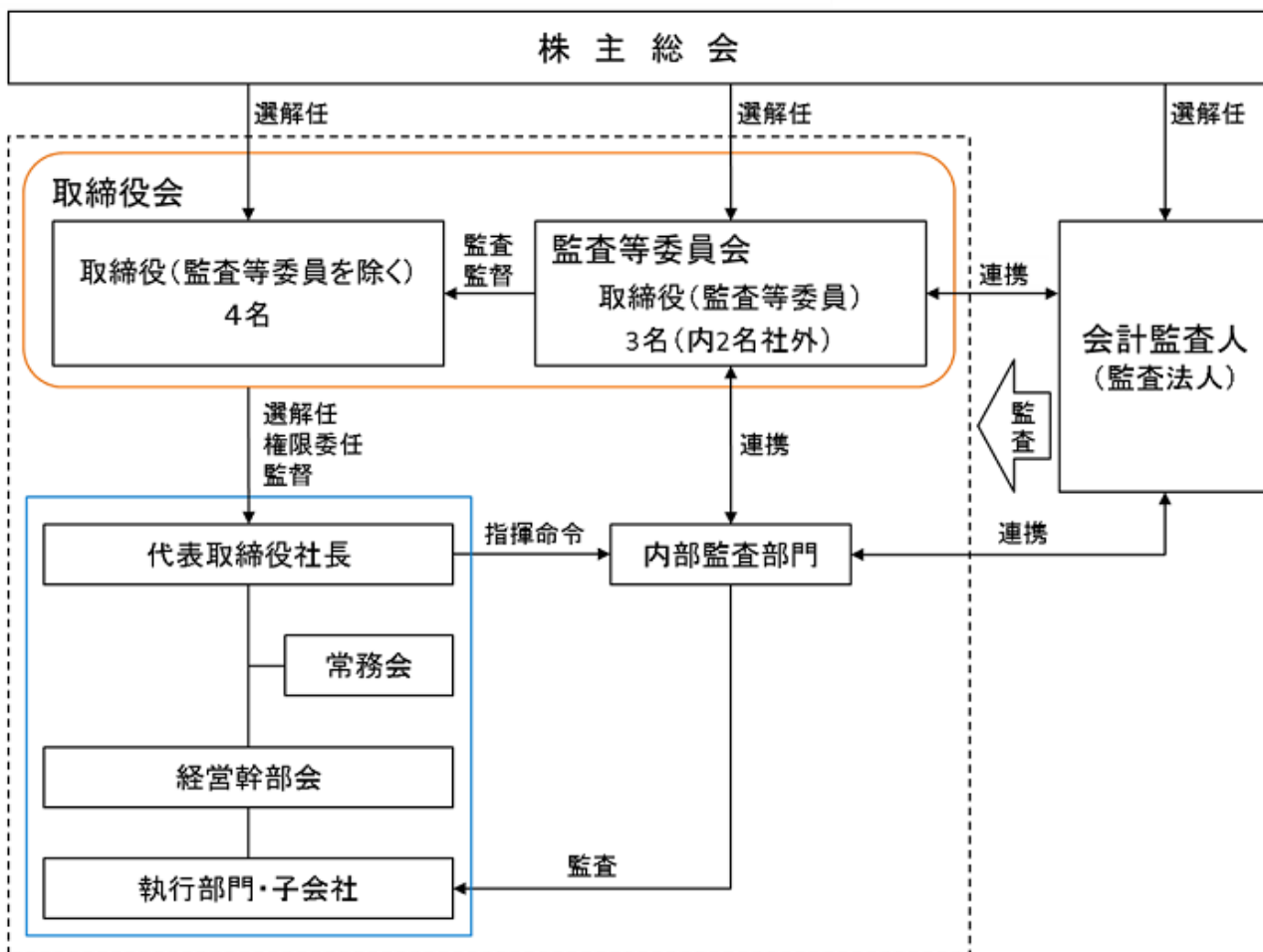
開示すべき重要な意思決定事項が取締役会で決議された場合、経営企画部門担当執行役員から財務・企画課に開示に関する指示を行い、同課が開示に関する作業を行います。

また、上記以外に迅速に開示すべき重要事実が発生した場合、臨時取締役会を開催し、審議・決議を得て速やかに開示いたします。この場合も、開示に関する作業は、経営企画部門担当執行役員の指示により、財務・企画課が実施いたします。

(3) 適時開示に対する関係者への徹底および企業情報管理

当社では、「情報管理規程」にて社内外に情報開示を行うための基本事項を定めております。さらに、役職員がその職務に関して取得した内部情報の管理、役職員の株式等の売買等の規制および役職員の服務に際し遵守すべき基本的事項を定めた「株式等の内部取引の管理等に関する規則」を制定し、内部者取引(インサイダー取引)の未然防止を図っております。

コーポレート・ガバナンス体制(監査等委員会設置会社)



適時開示体制の概要

